件 名	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	食品衛生法 (昭和22年法律第233号)、食品衛生法等の一部を改正 する法律 (平成30年法律第46号) 附則第5条

【改正の概要】

食品衛生法等の一部を改正する法律により、令和2年6月1日以降、本条例第2条に規定している食品衛生法第50条第2項が削除となり、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第5条に基づく規定となることから、本条例の一部を改正するものである。

施 行 日 令和2年6月1日

【その他参考事項】